〇上越教育大学拉致被害者子女教育支援室設置要項

(平成16年6月9日学長裁定)

最終改正 令和2年3月30日

(設置)

第1条 上越教育大学学則(平成16年学則第1号)第15条の規定に基づき,上越教育大学 拉致被害者子女教育支援室(以下「支援室」という。)を置く。

(目的)

第2条 支援室は、北朝鮮拉致被害者の帰国子女に対する上越教育大学における教育支援等に関し、必要な方策を講じ、拉致被害者の帰国子女の円滑な受入の推進に資することを目的とする。

(所掌事項)

- **第3条** 支援室は、次の各号に掲げる事項について検討し、支援方策を策定し、必要な措置を講ずる。
 - (1) 拉致被害者子女の教育に関する情報の収集に関すること。
 - (2) 受入身分や受入方法等に関すること。
 - (3) 日本語教育の指導体制に関すること。
 - (4) 修学指導体制及び学生生活に関すること。
 - (5) 検定料,授業料,入学料及び寄宿料の免除並びに奨学金の支給に関すること。
 - (6) その他教育支援及び学生支援に関すること。

(組織)

- 第4条 支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学長が指名した理事又は副学長
 - (2) 専攻長
 - (3) 心理教育相談センター長
 - (4) 事務局長
 - (5) その他学長が指名した者若干人

(室長)

第5条 支援室に室長を置き、前条第1号に規定する者をもって充てる。

(室長の職務)

第6条 室長は、支援室の業務を統括する。

(事務の処理)

第7条 支援室に関する事務は、教育支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

この要項は、平成16年6月9日から施行し、平成16年6月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月22日)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月20日)

- この要項は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成21年3月22日)
- この要項は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成22年1月13日)
- この要項は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 (平成25年3月22日)
- この要項は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(令和2年3月30日)
- この要項は、令和2年4月1日から施行する。